

### 3 持続可能で安心できる年金制度の構築

7兆187億円（6兆6,446億円）

#### ○ 年金給付費国庫負担金 7兆187億円

基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合（ $1/3 + 25/1000$ ）に $7/1000$ （平成19年度 1,124億円）を加え、 $1/3 + 32/1000$ とする。

#### ○ 社会保障協定の推進 32百万円

国際的な人的交流が活発化し、企業間の国際競争が激しさを増す中で、日本と外国の年金制度等への二重加入の回避と年金の受給権確保を図るため、社会保障協定の締結に向けた取組を着実に推進する。

#### （参考1）平成19年度の年金額について

- ・ 年金額への影響（据え置き）

	（平成18年度）	（平成19年度）
【サラリーマン世帯の標準的な年金額】		
厚生年金（月額）	232,592円	→ 232,592円
【老齢基礎年金】		
国民年金（月額）	66,008円	→ 66,008円

（注）平成18年の消費者物価指数の対前年比変動率は+0.3%であるが、平成19年度の年金額については、平成15～17年度の実質賃金の伸び率等を勘案し、改定せず据え置き。

#### （参考2）平成19年度の国民年金の保険料について

##### 【国民年金保険料月額】

（平成18年度）	（平成19年度）
13,860円	→ 14,100円

（注）平成19年度の国民年金保険料は、法律上平成16年度価格で14,140円とされているが、平成17年物価変動率が▲0.3%となったこと等から、14,100円となる。

## 4 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等

### ～社会保険庁改革の更なる推進～

4, 813億円（4, 952億円）

公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、公的年金に係る財政責任・管理責任は国が担うこととし、その運営に関する業務は新たな非公務員型の新法人を設けてこれに担わせるなど、社会保険庁改革関連法案の平成19年通常国会への提出を図る。

また、法令遵守の徹底、事務処理方法の改善、閉鎖的な組織体質の解消など、事務処理体制の見直しを進めるとともに、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、ガバナンスの強化、民間委託の大幅な拡大等の取組を徹底するなど、業務改革・意識改革・組織改革の更なる推進を図る。

#### (1) 組織改革・職員の意識改革の推進 38百万円

##### ○ 業務の標準化・統一化の徹底等 3百万円

社会保険事務所の業務の標準化・統一化の徹底、法令遵守の意識の徹底、能力重視の広域人事の断行等の取組を早急に進める。さらに、職員の能力・実績の評価を任用・給与に反映させる新人事評価を実施するなど、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

##### ○ 監査機能の強化 35百万円

監査機能の強化を図るため、外部専門家を活用して業務・会計・個人情報管理に関する監査を実施する。

#### (2) 業務改革の推進 1, 539億円

##### ○ 国民サービスの向上 5.9億円

保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を一部前倒しして実施する。

##### ○ 保険料収納対策の強化 122億円

市町村からの所得情報を活用した強制徴収及び免除勧奨の実施、納付督促活動の着実な実施等により、国民年金保険料の収納対策を一層強化する。

## ○ 民間委託の拡大

29 億円

市場化テストのモデル事業のうち、国民年金保険料の収納事業について、対象社会保険事務所を大幅に拡大して公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するなど、民間委託を大幅に拡大する。

- ・ 国民年金保険料の収納事業 35 事務所 → 95 事務所
- ・ 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業  
104 事務所 → 312 事務所

## ○ 社会保険オンラインシステムの見直し

1,382 億円

社会保険オンラインシステムについて、競争入札を可能とし運用調達コストを削減するため、平成18年度から22年度までの5年間でシステムのオープン化（専用機器から汎用機器への移行、記録管理及び基礎年金番号管理システムのソフトウェアの再構築等）を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

なお、平成19年度税制改正大綱の内容に沿って、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、公的年金受給者の納税の便宜等を図る観点から、所要のシステム開発を行う。

## (3) 事務・事業の効率化への対応等

1.4 億円

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」（平成18年4月閣議決定）に基づき年金相談等の情報共有化を推進するとともに、行政改革推進法に基づき平成19年度に厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合（年金特別会計）し、事務・事業の合理化・効率化を図る。

※ 平成19年度は年金事務費の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続し、平成20年度以降は恒久的な措置を講ずる。

## 第8 障害者の自立支援の推進、生活保護制度の適正な実施

障害者の自立した地域生活を支援するため、良質な障害福祉サービスを確保するとともに、福祉施設で働く障害者の工賃水準の引上げを図るほか、発達障害者施策を推進する。また、職業的自立に向けた就労支援のための施策の総合的推進を図るとともに、障害者自立支援法の円滑な運用のための措置を図る。

さらに、生活保護制度を適正に実施するため、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設、公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し、福祉事務所等における自立支援プログラムの着実な推進などを行う。

### 1 障害者の自立した地域生活を支援するための施策の推進

8, 995億円（8, 127億円）

#### (1) 良質な障害福祉サービスの確保

4, 473億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、利用者負担の更なる軽減を講ずる。

<利用者負担の軽減の内容>

- ・ 通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ（2分の1→4分の1）  
軽減対象世帯の拡大（収入ベースで概ね年間600万円まで）  
※ 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・ 入所 工賃控除の徹底（年間28.8万円まで全額控除）

(参考) 障害者自立支援法円滑施行特別対策 ～3つの改善策～

【特別対策の規模】 1, 200億円（国費）

- ・ 平成19年度、20年度当初予算対応額 240億円
  - ① 利用者負担の更なる軽減
- ・ 平成18年度補正予算計上額 960億円
  - ② 事業者に対する激変緩和 (300億円)
  - ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (660億円)
  - ※ ②、③を実施するため、都道府県に基金を造成

**(2) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供** **1, 383億円**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）等を提供する。

**(3) 地域生活支援事業の実施** **400億円**

障害者のニーズを踏まえ、市町村において移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業を実施する。

**(4) 工賃倍増計画の推進（新規）** **5億円**

福祉施設で働く障害者の工賃を、今後5年間で現在の水準から倍増させることを目標とする「工賃倍増計画」を各都道府県が策定し、その達成のために必要な施策の促進を図る。

**(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備** **150億円**

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

**2 発達障害者支援施策の拡充**

**9.6億円（2.7億円）**

**(1) 発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施** **8億円**

**○ 発達障害者支援開発事業の創設（新規）** **5.2億円**

既存の資源を活用して発達障害のある子供の成長に沿った一貫した支援ができるよう発達障害者支援のモデル事業を実施し、発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

**○ 発達障害情報センター（仮称）の創設（新規）** **50百万円**

発達障害に関する知見を集積し、全国の発達障害者支援機関への情報提供を行うとともに、発達障害に関する情報の幅広い普及啓発活動を行うため、「発達障害情報センター（仮称）」を設置する。

**○ 発達障害研修事業の充実** **18百万円**

発達障害施策に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。